

令和4年3月24日

会員各位

(お知らせ)

令和4年4月1日からの第1、3、5土曜日の追加休業について

前略、令和4年3月24日開催の第5回合同理事会にて、「働き方改革」の趣旨を踏まえ、標記について承認されました。

よって、令和4年4月1日より振興会並びに商工組合の休業日は以下のようになります。

記

【休業日】

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日

(3)年末年始(12月29日～1月3日)

一般
社団法人 佐賀県自動車整備振興会

佐賀県自動車整備商工組合